

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和8年4月23日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件
年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2500122号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2600002号

第1 結論

請求者のA事業所における令和2年10月16日の標準賞与額を12万9,000円、令和3年10月11日の標準賞与額を15万円、令和4年10月11日の標準賞与額を15万円、令和5年10月10日の標準賞与額を15万円に訂正することが必要である。

令和2年10月16日、令和3年10月11日、令和4年10月11日及び令和5年10月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和2年10月16日、令和3年10月11日、令和4年10月11日及び令和5年10月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 令和2年10月16日
② 令和3年10月11日
③ 令和4年10月11日
④ 令和5年10月10日

A事業所から支給された請求期間①から④までの賞与(燃料手当)について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が所持する燃料手当明細書及びA事業所から提出された請求者に係る源泉徴収簿(以下「明細書等」という。)によると、請求者は、同事業所から令和2年10月16日に12万9,000円、令和3年10月11日に15万円、令和4年10月11日に15万円、令和5年10月10日に15万円の標準賞与額に見合う賞与の支払を受け、各賞与から、それぞれの標準賞与額に見合う厚生年金保険料又はこれを上回る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から④までに係る標準賞与額については、明細書等により確認できる賞与額に見合う標準賞与額から、令和2年10月16日は12万9,000円、令和3年

10月11日は15万円、令和4年10月11日は15万円、令和5年10月10日は15万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、全ての請求期間について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和7年12月22日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、全ての請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道 (受) 第 2500107 号
厚生局事案番号 : 北海道 (国) 第 2600001 号

第 1 結論

昭和 58 年*月から平成元年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 58 年*月から平成元年 3 月まで
大学在学中に 20 歳となった月より就職するまでの昭和 58 年*月から平成元年 3 月までの期間について、A 県 B 市在住の母親が私の国民年金の任意加入手続きを行い、毎月保険料を支払っていたと言っていた。

しかし、年金記録では、国民年金保険料の納付記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間は基礎年金番号制度が導入された平成 9 年 1 月より前の期間であり、請求期間当時に学生であった請求者が、当該期間に係る国民年金保険料を納付するためには、国民年金に任意加入し、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号の払出しを受ける必要があるところ、請求者が所持する年金手帳によると、国民年金の「初めて被保険者となった日」は、請求期間より後の平成 5 年 4 月 21 日と記載されている上、これは、当時請求者が住民登録していた C 市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録における最初の国民年金被保険者資格取得日と一致している。

また、請求者の国民年金手帳記号番号は、請求者及びその前後の同手帳記号番号における国民年金被保険者の資格取得処理日により、平成 5 年 6 月頃に払い出されたものと推認される上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンラインシステムによる氏名検索を行ったほか、請求期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿を確認したが、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、請求期間は国民年金に未加入であり、請求者の母は、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付について、請求者自身は直接関与しておらず、B 市に居住していた請求者の母が行ったと主張しているが、請求者の母は既に死亡していることから、請求者の請求期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況について確認することができない。

加えて、戸籍の附票により請求者が請求期間において住所を定めていたことが確認できる C 市のほか、請求期間当時に請求者の母が居住していた B 市は、いずれも請求者の請求期間に係る国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況について確認できる資料は保存してお

らず、請求期間当時、国民年金手帳記号番号が払い出されていない者から国民年金保険料を徴収することは不可能であった旨回答している。

その上、請求者は、請求者の弟（次男）についても、請求者と同様に、請求者の母が国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、オンライン記録によると、請求者の弟（次男）が国民年金の任意加入を行っていた形跡は見当たらない上、請求者が請求期間に係る保険料の納付について証言してくれる者として名前を挙げた請求者の父及び二人の弟（次男及び三男）からは、請求者の母が請求期間の保険料を納付していたことを裏付ける具体的な回答を得ることはできなかった。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2500094号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2600001号

第1 結論

請求期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年8月15日から平成6年8月15日まで

平成4年4月10日から平成7年8月まで、A職として、B市内のC社の業務に従事していた。同社の部長から、将来のため厚生年金保険を掛けておいたほうが良いと言われ、平成5年か平成6年頃に、同社近くの年金事務所(当時は社会保険事務所)の窓口で過去10年分の厚生年金保険料18万円を遡って納付した。

しかし、年金記録によると、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がないので、請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A職としてC社の業務に従事しており、同社の社員は厚生年金保険に加入していたと思うが、自身は同社で同保険に加入しておらず、同社の部長から、「将来のため厚生年金保険を掛けておいたほうが良い、近くに年金事務所出張所があるので何年分か払ってきたら良いよ。」と言われ、平成5年か平成6年頃に、同社近くの年金事務所の窓口で対応した職員に過去10年間分の厚生年金保険料18万円を遡って納付した旨述べている。

しかしながら、厚生年金保険は、適用事業所に使用される従業員について、事業主が加入手続を行い、厚生年金保険料についても、年金事務所から事業主に対し請求(納入告知)が行われ、事業主が納付するものであり、制度上、請求者が述べているように、個々人の申出によって過去に遡って厚生年金保険の被保険者となることはできず、個々人が遡って厚生年金保険料を納付することもできない。

また、オンライン記録によると、請求者は、請求期間において継続して国民年金の被保険者となっている上、請求期間のうち、昭和58年8月から昭和60年3月までは国民年金保険料の申請免除期間、昭和60年4月から同年6月までは同法定免除期間であり、請求者が厚生年金保険料を遡って納付したとする平成5年又は平成6年頃を含む平成4年1月から平成6年8月までについては、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、請求者が名前を挙げたC社の部長は、請求者が同社の社員ではなくA職であったことは記憶しているものの、請求者に対し厚生年金保険の加入を勧めたことについては覚えていないと回答している。

加えて、C社は、商業・法人登記簿謄本によると、平成24年7月に破産手続終結となっており、当時の事業主に照会したものの、請求期間当時の資料は保管していないと回答している上、請求者が同社の業務に従事していたと述べている期間に同社において厚生年金保険の被保険

者記録が確認できる 23 人に照会し 10 人から回答を得たものの、請求内容を裏付ける陳述を得ることはできなかった。

このほか、請求者の請求に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。